

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月
遠賀町	鬼津	令和2年3月31日	令和5年3月15日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	113.5	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59.6	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	38.6	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.1	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	15.9	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	34.7	ha
(備考)		

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

75才以上の耕作者の割合が地区内の1/3を占めており、耕作者の若返りが不可欠。  
基盤整備された水田地帯の他に、山際の畑地部分もあるが、耕作放棄地も多く山林化が進んできている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

近い将来、地区内に法人を立ち上げて農地を集約していく。

地区内に一種農地に該当する一団の農地があるが、農業振興地域内非農用地(白地)であることから基盤整備等もできない農地があるため、農用地への編入を含めて可能性を探っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農家A	水稲・麦・大豆	12.7 ha	水稲・麦・大豆	12.7 ha	鬼津
認農	農家B	水稲・野菜	7.5 ha	水稲・野菜	7.5 ha	鬼津
認農	農家C	水稲・麦	4.3 ha	水稲・麦	4.3 ha	鬼津
認農	農家D	水稲・野菜	1.6 ha	水稲・野菜	1.6 ha	鬼津
認就	農家E	水稲・野菜	0.8 ha	水稲・野菜	3.0 ha	鬼津
認農	農家F	水稲・麦・野菜	4.5 ha	水稲・麦・野菜	7.0 ha	鬼津・芦屋町
認就	農家G	水稲・野菜・法人オペレーター	2.1 ha	水稲・野菜・法人オペレーター	2.1 ha	鬼津・尾崎・岡垣町
認農	農家H	水稲・麦・大豆	0.5 ha	水稲・麦・大豆	0.5 ha	町内全域
認農	農家I	水稲・麦・大豆	1.7 ha	水稲・麦・大豆	1.7 ha	町内全域
認農	農家J	水稲	0.9 ha	水稲	0.9 ha	町内全域
認農	農家K	水稲・麦・野菜	1.9 ha	水稲・麦・野菜	1.9 ha	鬼津・若松
認農	農家L	水稲・麦・大豆・野菜	0.2 ha	水稲・麦・大豆・野菜	0.2 ha	鬼津・若松
認農法	法人A	水稲・麦・大豆・野菜	2.7 ha	水稲・麦・大豆・野菜	2.7 ha	町内全域
認農法	法人B	水稲・麦・大豆	0 ha	水稲・麦・大豆	30 ha	鬼津
計	14人		41.4 ha		76.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

法人化への取り組み方針

既存の農家のみで地区内の農地全体を守っていくことは不可能であるため、法人を立ち上げて若い人材を雇用していく。そのため、先進地区の法人に視察に行くなど調査研究を行っていく。

人材確保への方針

地区内の後継者に地域が協力して技術継承などを行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。